

滝沢市交流拠点複合施設ふれあいの場創出業務 公募型プロポーザル実施要領

Ⅰ 一般事項

1 趣旨

滝沢市交流拠点複合施設のふれあいの場創出業務は、施設のコンセプトである「みんなでつくるふれあいの大屋根」のもと、市民と協働でふれあいながら「学び」「考え」「実践」し、ふれあい広場に家具等を設置し、ふれあいの場の創出を目的とするものである。これは、単にふれあい広場の家具を購入して場を造るのではなく、ふれあい広場の企画・デザイン・家具製作の段階から市民が関わり、市民の手で「ふれあいの場」を創り上げることで、通常の備品購入事業では生まれえない、施設への愛着、市民の達成感、人との『ふれあい』による、人をつくり育てるという価値を生み出しながら「ふれあいの場」を創出するものである。そこで、最適な企画の提案を求め、最も適当と判断される事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 プロポーザルの概要

- (1) 名称 滝沢市交流拠点複合施設ふれあいの場創出業務
- (2) 方法 公募型プロポーザル
- (3) 事業費 3, 240, 000円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む）

3 主催及び事務局

- (1) 主催者 滝沢市
- (2) 事務局 滝沢市市民環境部地域づくり推進課
〒020-0692 岩手県滝沢市中鶴飼 55 番地
TEL:019-656-6514
E-Mail: kyoten@city.takizawa.iwate.jp

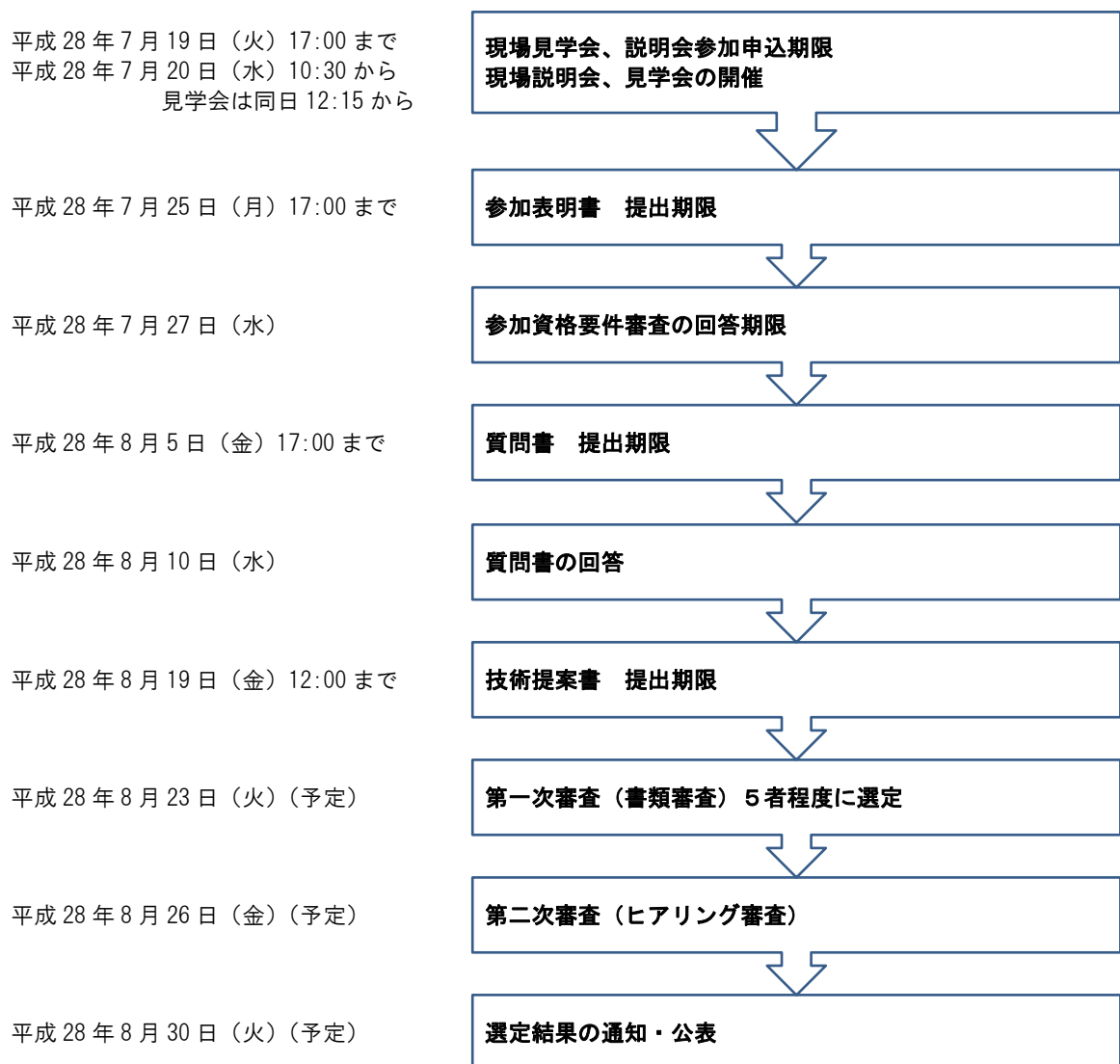
4 滝沢市交流拠点複合施設ふれあいの場創出業務の概要

別添「滝沢市交流拠点複合施設ふれあいの場創出業務基本方針書」による。

5 プロポーザル実施スケジュール（予定）

平成 28 年 7 月 13 日（水）

公募型プロポーザルの公告



6 実施要領の交付

(1) 交付方法

実施要領の交付は、事務局及び滝沢市ホームページから行います。（実施要領及び各種申請書類は、滝沢市ホームページ上からダウンロードできます。なお、郵送配布は、行いません。

(2) 交付場所

事務局：滝沢市 市民環境部 地域づくり推進課

（ホームページアドレス：<http://www.city.takizawa.iwate.jp/hukugou>）

7 説明会、現地見学会の開催

本プロポーザルの実施にあたり、参加予定者向けの説明会と現地見学会を開催します。

(1) 日時 説明会：平成 28 年 7 月 20 日（水）10：30～12：00 ※時間厳守

見学会：平成28年7月20日（水）12：15～13：00

(2) 場所

説明会：滝沢市役所2階 202会議室

見学会：現地（説明会終了後会場を案内します）

(3) 参加申込

平成28年7月19日（火）17：00まで

参加希望者は、申込み締め切り日時までに、次の事項を記載し、メールにて申込みしてください。説明会に参加できる人数は、1事業者2名までとします。また、現地見学会では、ヘルメット及び上履きの着用をお願いします。貸出し用ヘルメット及び上履きは数に限りがありますので、極力持参ください。

①参加者の法人名、担当者の部署・氏名（1事業者2名まで）

②Eメールアドレス

③電話番号

④ヘルメット、上履き持参の有無（ヘルメットは極力持参ください。）

なお、件名は、【説明会参加申込】とし、当市で受信確認後、受領確認の返信メールを行います。

説明会、見学会の内容は、本プロポーザルの実施に関するもの、質疑応答を予定しています。

II 審査・査定

1 選定の方法

所定の参加表明書及び資格審査資料を提出した者のうち、**参加資格要件を満たす者が質問書及び技術提案書を提出することができます。**

参加資格を満たさない者から質問書及び技術提案書の提出があった場合には、該当者にその旨を通知し、その者は、質問書及び技術提案書を提出することができません。

技術提案書の提出があった者の中から、第一次審査（書類審査）により5者程度を選定し、後日、第一次審査で選定された者を対象に、第二次審査としてヒアリングを実施し、最終選考の上、最優秀者及び次点者の各1者を選定します。

2 参加資格

(1) 参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

②参加表明書の提出時点において、国及び地方公共団体から物品の買入等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

- ③滝沢市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。又は登録予定であること。
（平成28年8月9日から受付予定であり、技術提案書提出時点で登録済み又は提出済みであること。また、契約時においては登録済みであること）
- ④会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤共同企業体でないこと。
※市は本件の契約に際して、共同企業体と契約はしないため、共同企業体による参加は認めません。ただし、協力者（下請け業者及びメーカー等）については、共同企業体か否かを問いません。
- ⑥家具等の販売、納入実績があること。（官・民どちらでも可とする）

3 参加表明書の提出

- (1) 提出書類 ①参加表明書（様式2号）
②実績一覧表（様式3号）
- (2) 提出期限 平成28年7月25日（月）17：00まで必着のこと
- (3) 提出場所 事務局：滝沢市市民環境部地域づくり推進課
- (4) 提出部数 1部
- (5) 提出方法 持参又は郵送（宅配便も可）とします。電子メール、ファクシミリによる提出はできません。
- (6) 資格審査 参加申込者の資格要件等を確認し、平成28年7月27日（水）に事務局から第一報として電子メール又はファクシミリで結果通知を行います。書面は、追って郵送します。

4 質問及び回答

質問は、参加資格要件を満たした者が質問書を提出することができます。また、口頭による質問は受け付けません。

- (1) 提出書類 質問書（様式1号）
- (2) 提出期限 平成28年8月5日（金）17：00まで
- (3) 提出方法 電子メールにより提出してください。
- (4) 質問回答 質問に対する回答は、平成28年8月10日（水）までに滝沢市ホームページ上に掲載します。質問への回答内容は、本実施要領等の追加又は修正とします。

5 技術提案書の提出

提案いただく概要

当該事業は、平成28年12月に開館を予定している滝沢市交流拠点複合施設内にある、ふれあい広場のコンセプト達成に寄与する家具等を配置する過程で「ふれあいの場」を

創出していただくものです。

ただし、単に家具を選定し納品するのではなく、ふれあい広場の家具の企画・デザイン・製作等に若者が直接携わる機会を構築し、技術指導（企画・技術・宣伝・WS手法等）を通じ、市民の手で「ふれあいの場」を創り上げることで、ふれあい広場への愛着、若者の達成感、地場産業の発展など、通常の備品購入では生まれない価値を生み出しながら、「ふれあいの場」を創出する提案とします。

技術提案書では、次の提案課題についてご提案ください。

(1) 提出書類 ①技術提案書表紙（様式4号）

②技術提案書（任意様式）

〔提案課題及び評価視点〕

- ・提案課題1 当該事業において、若者にどのような学びの場を提供するか

評価視点 若者にどのような人材育成を実施し、人材育成がもたらす効果が明確であるか

- ・提案課題2 「ふれあいの場」創出につながる取り組みがなされるか

評価視点 市民の地域活動や異業種交流等、市民参加等を促進する「ふれあいの場」創出の効果が明確であるか

- ・提案課題3 どのような家具等を配置し、どのような空間を創造するのか

評価視点 導入する家具等が、ふれあい広場のコンセプト達成にどのように寄与するかが明確であるか。また、市が想定する活動が実施可能な空間として創造されているか

4 自由提案とします

5 注意事項

- ・人財育成について、企画、製作、PR、デザイン等、どの工程において実施するかは市で指定しませんが、どの分野においてどのような人財育成を実施するか提案してください。
- ・実施企業の特色も一つの価値として取扱い、ふれあい広場の命名権やパンフレット掲載など、双方でふれあい広場の価値を高める取り組みの提案も可能とします。

③見積書（任意様式）

- ・見積書には、合計金額のみの記載だけではなく、人件費、材料費、家具購入及び製作費、人材育成や市民参加等のコーディネート費用等、それぞれの内訳金額も記載し、技術提案書の内容と整合を図ったものとする。
- ・見積書は、当該事業にかかる費用の一切を含めること。

- ・見積金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額を記載することとし、消費税及び地方消費税を含めた金額が、先に提示した事業費以内にあること

(2) 提出書類作成要領

- ①「技術提案書」は、貴社の考えなどを文章などで記述し、(1) 提出書類で掲げる「提案課題」を踏まえて、任意様式で、作成してください。
- ②枚数、色彩、写真、図の使用は自由です。ただし、記載する図や文字は小さすぎないように配慮してください。
- ③技術提案書の提出にあたり、製本（ホッチキス留めを含む）の有無は問いません。

(3) 提出期限 平成28年8月19日（金）12：00まで必着

(4) 提出場所 事務局：滝沢市市民環境部地域づくり推進課

(5) 提出部数 10部

(6) 提出方法 持参又は郵送（宅配便も可）とします。電子メール、ファクシミリによる提出はできません。また、要求した内容以外の書類、図面等（カタログや会社概要等も含む）は受理しません。

(7) 再提出等 提出後の内容の変更及び追加、再提出は認めません。

(8) 費用負担 提出に関する一切の費用は、参加者の負担とします。

(9) 複数申請の禁止

1 提案者が複数の提案を行うことはできません。また、1事業者（協力者を含む）が複数提案することも複数の提案者の協力者になることもできません。

6 審査委員会及び審査基準

(1) 審査委員会

技術提案者の選定は、次のとおり6名の委員で組織する「滝沢市交流拠点複合施設ふれあいの場創出業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行います。

委員は、市民環境部長とこれまで交流拠点複合施設の作業部会に所属していた職員等5名で構成しています。

なお、オブザーバーとして指定管理者の参加も予定しています。

(2) 選定基準

技術提案書の評定は、次の項目表（評価基準）により行います。

評価項目	評価事項	配点
会社の能力（実績）	これまでの実績	5点
若者との協働にかかる評価	提案課題に対する提案内容の的確性、実現性、独創性	30点
市民参加にかかる評価	提案課題に対する提案内容の実現性、独創性	20点
家具配置等による空間創造	提案課題に対する提案内容の実現性、独創性	30点
見積金額	低価格	15点

7 技術提案書の審査・選定

(1) 第1次審査（書類審査）

審査委員会において、提出された技術提案書を基に審査を行い、第1次審査合格者を5者程度選定します。

(2) 第1次審査の結果

第1次審査の結果は、技術提案者全員に文書で通知します。なお、速報として、電子メール又はファクシミリで通知も行います。

(3) 第2次審査（ヒアリング）

第1次審査で選定された者を対象に、以下の概要でヒアリング（非公開）を実施し、総合評価のうえ、最優秀者及び次点者の各1者を選定します。

①技術提案書の説明は、提出済みの技術提案書により、パソコン及びプロジェクターを使用し、20分以内で行います。スクリーン、プロジェクター及びパソコンとプロジェクターの接続ケーブル（D-sub15ピン）は、市で準備しますが、パソコンは、各自で用意願います。なお、提出済書類以外の資料の追加は、認めません。

②説明後、審査委員によるヒアリングを15分以内で行います。

③説明者は、説明者、機械を操作する者及び協力者も含み、4名以内で技術提案書に記載した者として、記載された者以外の出席は認めません。また、1事業者1説明者として、複数の提案に説明者として参加することはできません。

④その他、詳細につきましては、第1次審査で選定された者に通知します。

(4) 第2次審査結果の通知について

第2次審査の結果については、第2次審査参加者全員に速やかに結果を文書で通知します。

III その他

1 失格事項

参加者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 公募の公告日から審査が終了するまでの間、審査委員や事務局関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 期日を守らなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類作成要領に違反する表現をした場合
- (5) その他、審査委員会が本要領に違反すると認める場合

2 委託契約までの流れ

- (1) 審査委員会が選定した最優秀者は、当該事業に係る契約の交渉を行います。
- (2) 契約の交渉にあたっては、提出された技術提案書を基本として、提案内容を反映しつつ最終的な協議のうえ、事業内容を決定し、当該事業に伴う随意契約の見積徴収の相手方とします。
- (3) 最優秀者が契約までの間に、失格事項が判明した場合又は辞退した場合、さらには、市との契約交渉において決裂した場合は、次点者と契約交渉を行います。
- (4) 市との契約の手続きは、滝沢市財務規則（平成 11 年規則第 15 号）の定めによります。
- (5) 当該事業の納期は、平成 28 年 11 月 22 日とします。
- (6) 本件に係る事業費は、3, 240 千円（税込）を上限とします。これには、当該事業における一切の費用を含むものとします。

3 技術提案書の取扱い

- (1) 技術提案書提出後において、最優秀者の特定までの間は、技術提案書に記載された内容の変更は認めません。
- (2) 提出されたすべての技術提案書は、返却しません。
- (3) 提出された技術提案書は、選定作業などに必要な範囲において複製を作成する場合があります。
- (4) 提出された技術提案書などは、技術提案者特定後一定期間公表する場合があります。

4 その他

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担となります。

5 配布資料

(1) 配布資料

1. 滝沢市交流拠点複合施設ふれあいの場創出業務基本方針書
2. 様式集（様式1号～様式4号）
3. 仕様書
4. ふれあい広場平面図
5. ふれあい広場展開図

(2) その他参考資料

これまでの滝沢市交流拠点複合施設に係る計画書などは、滝沢市ホームページの交流拠点複合施設のページをご参照ください。その中でも主な計画書等は次のとおりです。

1. 実施設計概要版
2. 概要図
3. 滝沢市交流拠点複合施設管理運営計画《基本方針編》
4. 滝沢市交流拠点複合施設管理運営計画《管理運営編》